

「三位一体改革」による地方への影響

地域間格差を中心として

安 田 満

要 旨

日本の財政状況は大幅な赤字を抱えていることから、小泉「構造改革」のもとで打ち出された「三位一体改革」は、理念と全く異なったものとなった。

人口の多く財政力のある自治体は、税収も大きく拡大し、現行の財政状況を継続または拡大することもありうるが、その反面、人口の少ない小規模自治体では、依存財源である地方交付税等の補助金が大幅に削減されるため、財政状況はきわめて悪化する事態を招くこととなる。その結果として、自治体間の財政力格差を一層拡大する可能性がある。

本稿では、この地域間格差の影響である人口問題を明らかにする。また、広がりつつある地域間財政力格差を是正するための対応策を筆者なりに考察する。

〔キーワード〕 地方分権、三位一体改革、ものづくり、地域の自立、地域の活性化

1. はじめに

わが国では、平成12（2000）年4月に施行した地方分権一括法のもと、国の権限や財源を地方に移譲し、これによって地域の特性に即した「まちづくり」が可能になるという期待が高まっている。その結果、わが国では、今まで長年続けられてきた一極集中型（中央集権化）から地方分散型（地方分権化）の発展の道へと方向転換することとなった。

従来、地方では、福祉、教育、産業、交通等の広範囲におよぶ行政サービスにしても、すべての地方公共団体が中央政府の企画したものを同じ水準で提供しており、どの地方に住んでいても地域間の大差ない日常生活を営むことができた。それが、地方分散型に転換したことで、

地方ごとの豊かな個性を主張した、自立したまちづくりのための運営ができるようになった。しかし、こうした政策転換の下でそれぞれの地方公共団体では、すべての業務にわたって自己責任を引き受けることとなったのである。

国は地方分権改革を推進するため、「地方でできることは地方で」、「住民に身近な行政は、住民に身近な基礎自治体が行う」という考え方を基本として、地方財政や地方制度にかかわる具体的な方針として推し進めてきた。この方針が「国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直し」の3つを同時に進めることを内容とする「三位一体改革」である。平成18（2006）年度までの三位一体改革の具体化としては、「約4.7兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減、この国庫補助負担金に

見合う金額として、所得税（国税）から住民税（地方税）へ約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税の抑制」を行った。ところが、「三位一体改革」が決着を見た現時点で、地方分権化がどの程度まで推進されているかを検討してみると、未だに「未完の状態」といえる。その理由は、この政策による影響として多方面にわたる地域間の格差（財政・所得など）が拡大し、地域と関わりのあるサービスへの不安が強まりつつある、ということにある。したがって、地方公共団体による個性豊かなまちづくりへの取り組みが今後の地方分権の行方を左右することになるであろう。

本稿では、三位一体改革による影響として、都市と地方との間の地域間財政格差が拡大しており、これが大きな社会問題となっている点について明らかにする。また、その背景となる税収とその税収源となる人口の問題にも論及し、地方分権化政策を「未完の状態」に終わらせないためにはどのような政策を取るべきであるか、さらに、地域間の財政格差を是正するにはどのような対応策を実施したらよいかという点について考察する。

2. 三位一体改革による地方財政の環境変化

国は、地方分権化を実現するために地方公共団体に対しての関与を自ら廃止・縮小してきた。その目的は、いわゆる国から地方への「上から下」への改革により、各公共団体の役割を

表1 都道府県別税源移譲と補助金削減による収支格差 (億円)

都道府県名	税源移譲額	国庫補助金減少額	収支	都道府県名	税源移譲額	国庫補助金減少額	収支
北海道	1206	1549	-343	滋賀	346	296	50
青森	260	422	-162	京都	584	641	-58
岩手	263	393	-129	大阪	1965	2138	-173
宮城	512	559	-47	兵庫	1274	1371	-97
秋田	205	311	-106	奈良	317	339	-22
山形	244	311	-68	和歌山	200	327	-126
福島	427	538	-112	鳥取	128	176	-49
茨城	717	669	48	島根	158	226	-68
栃木	491	476	14	岡山	440	482	-42
群馬	477	465	12	広島	692	721	-29
埼玉	1898	1340	558	山口	338	393	-55
千葉	1603	1206	397	徳島	158	246	-88
東京	3184	2355	828	香川	233	267	-34
神奈川	2486	1641	871	愛媛	289	416	-127
新潟	521	622	-101	高知	152	262	-110
富山	291	270	21	福岡	1049	1230	-181
石川	292	309	-17	佐賀	167	242	-75
福井	200	213	-13	長崎	274	442	-168
山梨	205	228	-23	熊本	340	530	-190
長野	524	525	-1	大分	236	345	-109
岐阜	511	488	23	宮崎	205	356	-151
静岡	1019	798	221	鹿児島	310	556	-246
愛知	1958	1498	460	沖縄	199	476	-276
三重	160	462	-2	合計	30000	30100	

* 市町村を含む。補助金は02年度と06年度、税源移譲は03年度と07年度の比較。四捨五入のため収支が合わないことがある。全国知事会資料に基づく財務省まとめ。

出典：『朝日新聞』平成19（2007）年10月26日付朝刊より。

高め国から地方を自立させ、地方が主役の国づくりを展開することにあつた。それをさらに踏み込めば、「団体自治」から「住民自治」へという「下から上」への流れをも創出することも可能となってくる。

この地方分権化が実現されたことにより、地方公共団体はこれまでの国への財政依存という殻を自ら破り、自らの責任で効率的な自治体経営を試みることとなる。このような地方分権時代にふさわしい政策形成を行うことができれば、従来と変わった自立した地方公共団体となり、住民の理解を得ることができよう。

しかし、表1を見ると明らかなように「三位一体改革」の一環の中において、国から地方に税源移譲する代わりに国庫補助金を減少させた結果、財政力の豊かな都市圏とそれ以外の地方との間に大きな格差が生じていることが理解できる。

つまり、納税者数（人口）が多く所得水準の高い都市圏を中心とした12都県は、税源移譲による恩恵が大きく「黒字」であった。それに対して、残りの35道府県は納税者数（人口）が少なく、税源移譲の効果が薄かったうえ、都市圏に比べて相対的に手厚かった国庫補助負担金等の補助金が減少した影響を大きく受け、「赤字」になるという結果となった。

さらに追い討ちをかけるように、大都市圏と地方の財政を調整する役割を担う地方交付税の地方への配分が減少している。これが税収の少ない地方を直撃したことにより、さらに地域間の格差が大きく拡大したと言えよう。

この税源移譲⁽¹⁾については、国税の所得税税率を引き下げ、その代わりに地方税の個人住民税税率を引き上げており、個人の納税金額はほぼ同額である。都道府県全体としては、表1でもわかるように国庫補助金が3兆100億円減少したのに対して、税源移譲による税収が3兆円となったことで、削減額と税収額とほぼ同額に近い金額となった。

さらに表1の収支を詳しく見ると分かるように、神奈川県、東京都は税収額が補助金削減額を800億円超える「黒字」であるのに対して、鹿児島県、沖縄県では250億円前後の「赤字」

となっている。また、北海道では340億円を超える「赤字」となっている。このように都市部と地方とでは、国庫補助金の削減金額と税源移譲による税収との格差が拡大していることがわかる。

次に国や地方の行政活動を支えている財政は、国民1人ひとりが納める税金や法人企業所得等による税金などの税源により徴収された税収が当てられており、これが国や地方の行財政予算として運用されていることは言うまでもない。この税収は、地域の人口・法人企業数等と密接な関係があり、その影響は大きい。

そこで、表2を基に、平成17年度の人口1人当たりの都道府県別税収入額について、どのように格差が生じているか、を検討してみよう。これについては、最も税収の高い地域は東京都であり、その額は214,072円である。その一方、税収の最も低い地域は沖縄県であり、その額は70,359円となっている。

但し、この額は単純に地方ごとの税収入額を地方ごとの人口で割って算出したものであり、地方ごとに異なる個人所得の格差や各地方の物価水準を考慮して算出していない。

それにもかかわらずこのように比較すると、都市部と地方とで相当の格差が生じていることが理解できる。どの程度の格差が生じているのか具体的な数字で表示してみると、最も税収の高い地域の東京都と次に税収の高い地域の愛知県とでは、64,004円の格差が生じている。

また、1人当たりの全国平均税収入額と1人当たりの都道府県別税収入額との差を比較して見ると、栃木県、東京都、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府の7都府県は全国平均税収入額を超えていたが、後の残り40道府県は平均税収入額を下回っていたことが理解できる。

これらの地域格差の要因として考えられるのは、東京など人口の多い都市や有力な法人企業

(1) 所得税率・個人住民税税率の変更が平成18(2006)年11月15日にあった。平成18(2006)年度の税制改正において所得税および個人住民税の税率構造が変更され、平成19(2007)年分以降の所得税および個人住民税について適用されることとなった。

表2 平成17年度 人口1人当たりの都道府県別税収入額

都道府県名	人口(人)	税収入額(億円)	総額に占める割合(%)	1人当たりの都道府県税収入額(円)	人口1人当たりの平均税収入額差(円)	都道府県名	人口(人)	税収入額(億円)	総額に占める割合(%)	1人当たりの都道府県税収入額(円)	人口1人当たりの平均税収入額差(円)
北海道	5,627,737	5,509	3.6	97,890	-21,286	滋賀	1,380,361	1,560	1.0	113,014	-6,162
青森	1,436,657	1,372	0.9	95,499	-23,677	京都府	2,647,660	2,999	2.0	113,270	-5,906
岩手	1,385,041	1,241	0.8	89,600	-29,576	大阪府	8,817,166	11,134	7.3	126,276	7,100
宮城	2,360,218	2,520	1.7	106,769	-12,407	兵庫	5,590,601	5,734	3.8	102,565	-16,611
秋田	1,145,501	999	0.7	87,210	-31,966	奈良	1,421,310	1,182	0.8	83,163	-36,013
山形	1,216,181	1,109	0.7	91,187	-27,989	和歌山	1,035,969	884	0.6	85,331	-33,845
福島	2,091,139	2,227	1.5	106,488	-12,688	鳥取	607,012	559	0.4	92,090	-27,086
茨城	2,975,167	3,539	2.3	118,951	-225	島根	742,223	673	0.4	90,674	-28,502
栃木	2,016,631	2,501	1.6	124,018	4,842	岡山	1,957,264	2,250	1.5	114,956	-4,220
群馬	2,024,135	2,281	1.5	112,690	-6,486	広島	2,876,642	3,208	2.1	111,519	-7,657
埼玉	7,054,243	6,817	4.5	96,637	-22,539	山口	1,492,606	1,655	1.1	110,880	-8,296
千葉	6,056,462	6,359	4.2	105,000	-14,176	徳島	809,950	852	0.6	105,912	-13,264
東京	12,576,601	26,923	17.7	214,072	94,896	香川	1,012,400	1,117	0.7	110,332	-8,844
神奈川	8,791,597	9,997	6.6	113,711	-5,465	愛媛	1,467,815	1,372	0.9	93,472	-25,704
新潟	2,431,459	2,602	1.7	106,973	-12,203	高知	796,292	639	0.4	80,247	-38,929
富山	1,111,729	1,268	0.8	114,057	-5,119	福岡	5,049,908	5,101	3.3	101,012	-18,164
石川	1,174,026	1,322	0.9	112,604	-6,572	佐賀	866,369	846	0.6	97,649	-21,527
福井	821,592	1,026	0.7	124,880	5,704	長崎	1,478,632	1,094	0.7	73,987	-45,189
山梨	884,515	1,048	0.7	118,483	-693	熊本	1,842,233	1,608	1.1	87,285	-31,891
長野	2,196,114	2,358	1.5	107,371	-11,805	大分	1,209,571	1,140	0.7	94,248	-24,928
岐阜	2,107,226	2,230	1.5	105,826	-13,350	宮崎	1,153,042	967	0.6	83,865	-35,311
静岡	3,792,377	4,871	3.2	128,442	9,266	鹿児島	1,753,179	1,454	1.0	82,935	-36,241
愛知	7,254,704	10,887	7.1	150,068	30,892	沖縄	1,361,594	958	0.6	70,359	-48,817
三重	1,666,963	2,279	1.5	136,716	17,540	合計	127,767,994	152,269	100.0	119,176	

注1：東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分は含んでいない。

注2：地方消費税清算後ベースである。

注3：各項目毎に四捨五入しており、合計と一致していないことがある。

注4：人口1人当たりの平均税収入額差は、日本の人口1人当たりの税収入平均額と各都道府県の人口1人当たりの税収入平均額の差を算出したものである。

出典：総務省ホームページ「道府県税収入額及び総額に占める割合」、<http://www.soumu.go.jp> (2007.12.12 アクセス)。

総務省統計局ホームページ「平成17年度国勢調査第1次基本集計結果統計表」、<http://www.stat.go.jp> (2007.12.12 アクセス)。

などが集中している地方では1人当たりの税収入額が高いということである。

国は、地方分権化の推進を基礎とした「三位一体改革」を推し進めてきたが、短期的には、このような地域間格差が生じてきたことは事実であり、このままではさらに地域間格差が広がってしまう懸念がある。

3. 小規模地域の活性化政策

大都市と小規模な地域との格差をできる限り抑えなければ、単なる経済、財政力だけの格差だけでなく小規模な地域の消滅など、地方地域自体の崩壊の原因ともなりかねない。

このような事態を招かないためにも、大都市で生み出される富を経済、財政力の弱い地方へ移譲させて調整するといった案⁽²⁾が政府政策として現在提出されている。

これについては、第3表の上場企業（本社所在地）の都市圏別分布に表示されているように、上場企業3,781社の内2,100社（55%）が東京圏を中心に分布している。さらに3大都市圏に枠を広げると、3,075社（81%）に達する。それゆえ、政府政策としては上述したように、東京圏の大都市に所在するこれら企業から徴収された法人2税（法人事業税と法人住民税）を共同税などの形を取っていったんプールしておき、人口や面積に応じて再配分することで、都道府県間との格差是正を図ろうとするものである。

しかし、現在の仕組みではこのような格差是正策を通じて地方の税収を増加したとしても、

その分だけ税収不足を補てんする地方交付税額も減少することから、自治体の歳入額は変わらないこととなり、歳出も増やすことができない。

この点を踏まえて、さらに政府は、地方交付税に「地方再生特別枠」を設定し、都市と地方の格差是正策に伴って計算上減る地方交付税枠を補てんする方向で調整する必要があるとしている。

しかしながら、この政策も地方の自主財源を増加させるものではなく、格差是正対応策として一時的に依存財源を増加させるだけにしかすぎず、地方が国から独立して自らの力で自治を行うことにはならず、長い目を見た場合には、地方が活力を取り戻す根本的な政策とはいえない。

したがって、地方が基本的な活力を再生するにはどのようなビジョンを描くべきか考えていくと、大都市がけん引するものから、地方自体の経済力を涵養する方向へ転換すべきであろうとのビジョンが見えてくる。そうであるならば、地域の魅力を磨く試みを広げなければ問題の解決にはならない。

確かに戦後の中央集権型システムは地方の格差拡大を防止し、同時に経済成長をもたらした。その反面、第1次産業を減少させ、第2次産業の製造業も、機械化された大量生産により、ものづくりの職人の活動する道も狭くなり職業の多様性も失わせてしまった。

しかし、地域によっては魅力に格差があり、人も産業も魅力のある地域に集中する傾向がある。そうでない地域でも、改めて第一次産業・第二次産業をベースとして地場産業や地域産業の見直しをする気運が高まっている。また、製造業の集積地や生産基地のある地域では、その枠組みと個性を伸ばすにふさわしいアイディアを示すことで、地域に帰属する付加価値の比率

第3表 上場企業の都市圏別分布

都市圏	都府県	製造業	非製造業	合計
東京圏	埼玉県	45	28	73
	千葉県	21	30	51
	東京都	681	1,090	1,771
	神奈川県	116	89	205
計		863	1,237	2,100
名古屋圏	愛知県	111	120	231
	岐阜県	16	14	30
	三重県	10	10	20
計		137	144	281
大阪圏	京都府	47	23	70
	大阪府	247	247	494
	兵庫県	84	46	130
計		378	316	694
三大都市圏 計		1,378	1,397	3,075
地方圏（上記以外）		295	411	706
全国合計		1,673	2,108	3,781

出典：日本政策投資銀行 中国支店 調査部『株式上場企業分布から考える中国地方製造業の姿』、日本政策投資銀行、2006年2月、5頁より。

(2) 東京や愛知など都市部から地方自治体の税収格差を是正するため、法人2税と呼ばれる都道府県税の法人事業税と法人住民税の都道府県分の一部から、5000億円前後の税収を共同税などの形でプールし、人口や面積に応じて都市部から地方に再配分する方向で調整している。

を拡大させることができる。これが成功するか否かによって、その結果に大きな差が生じることとなろう。

日本の財政力、経済力の原点は、「ものづくり力」である。日本には各地方のそれぞれの地域に伝統産業がまだ残されている。その伝統産業を育成するための環境を整えるのが、地方に権限と財源を移す分権の目的とならねばならないはずである。

日本の「ものづくり力」を象徴するのが、世界各国の若者が機械工や溶接などの技能を争う「技能五輪国際大会」⁽³⁾である。最近では昨年の平成19(2007)年11月に同大会が静岡県で開催された。日本選手団は47職種のうち46職種に参加し、金メダルを16個獲得して世界第1位という結果を得た。競技職種の中でも、特にポリメカニクス職種では8連覇を達成し、「洋菓子製造」、「造園」の部門においては初めての金メダルを獲得した。

日本の主なライバル国は、国を挙げて技能向上を支援する韓国や「マイスター制度」で知られるドイツなどである。このような技術は、昨日や今日と短時間で成就できるものではなく、長年の蓄積された経験等で培われるものである。

このような技術は、機械工や溶接などの技能だけにあるのではなく、農業を初めとしてあらゆる業界にそれぞれ特有の技術が存在する。これらの技術を磨き向上させる人材こそ、地域に貢献でき、地域の活性化にあたって一定のインパクトを与えることができるのではないだろう

か。また、そのような人材を有する地域はその製品の産地たる優位な地位を保ち、その製品は当該地域の地域ブランドとなろう。これらの活動は、地域資源の見直しや活用によってブランド化を図って移出産業を創出し、地元の所得を高める効果がある。

最近では、地域性の強い「食」の分野では、食への高い関心と結びついて、有機農法等の無農薬による農産品が地域ブランドづくりの主流となっている。

その他の問題として、地方では対応する市場が小さいことがネックとなっている。この問題を解消するためには、地域間の連携により県境すら超えて、複数の生産プロセスや市場にまたがって拡大するならば、人材や資金面でも地場に確固たる産業が成立する可能性がある。つまり、マーケットの大きさは、テレワークで大都市からの業務を受けるなど就業の工夫もできるようになってきていることで解決できよう。

ここでは、実際にその地方にふさわしい方法で地域の魅力を向上させ、地方自らの政策を用いて自主財源を増やそうと努力している県の実例をいくつか挙げてみる。

まず第一に、「ふるさと納税制度」を利用した事例を挙げると、佐賀県の「ふるさと納税推進キャンペーン」がある。これは寄付者が寄付金の使い道を指定できる事業メニューを提示⁽⁴⁾するという特徴を生かしたものである。また、福井県では「ふるさと福井応援サイト」として

(3) 過去の「技能五輪国際大会」で日本の順位は、昭和46(1971)年が第1位、昭和48(1973)年が第3位、平成9(1997)年が第8位、平成15(2003)年が第3位、平成17(2005)年が第1位となっている。(『日本経済新聞』平成19(2007)年11月13日付(朝刊)、12面。)

(4) 「九年庵」の保全、「ヨット世界選手権大会」のためにヨットハーバーの整備、県立図書館の充実費などの他、「知事お任せコース」もある。寄付者全員に知事の直筆を印刷したお礼状と九年庵のもみじの押し花などのお礼の品を贈る。

寄付の手続きは、県庁窓口での入金、電話・ファクス・電子メールの申込とする。より魅力のある納税制度としたと考えている。(『自治日報』平成19(2007)年12月21・28日付、2面。)

クレジットカード決済により寄付を受けつけるというものなどがある。

次に法定外税的な要素を持つ課税方法をとっている事例としては、愛知県のように、森や里山、都市の緑化整備などを目的とする森林環境税である「あいち森と緑づくり税」⁽⁵⁾を課税する所もある。この税を活用してこれまで手の届かなかった山林奥地の間伐を推進するほか並木道や公園の緑化整備に取り組むこととする。また、岐阜県の輪之内町では、スーパーなど商工会加盟の15店がレジ袋の有料化⁽⁶⁾を目指している。この他にも、団塊の世代が定年退職を迎えたこともあり、兼業農家だったところが専業農家となり農業人口の増加している地方もある。また、観光を中心として活性化に取り組む地域や、特区を活用した地域づくりを始めている地方もある。

これらの例はほんの一部に過ぎないが、地方の状況によっては、多様な気候風土と地域ごとの多彩な文化など、それぞれの魅力ある個性を活用して地域住民と協力しながら、その特色を財政的に価値あるものに転換しようとする努力を試みるならば、地方分権による地方自治を

現可能にすることができよう。

上述の例で提示したように地方が自立するには、自立したまちづくりができるような運営方法を導き出すことが早急な課題となってくる。

4. 地方分権改革の課題

これまで論じてきたような地場産業や地域産業の基本が存在する地域では、企業やNPOなどが一丸となって地域資源を活用するアイデアを出し合い、地方公共団体に地域活性化政策の計画を積極的に提案することが可能であろう。

しかし、問題となる地域としては、人口が少ない上に、高齢化率の高い過疎地域がある。このような地域では活性化政策を立案し、その政策を実施することは困難といえよう。「地方財政の一般論からいえば、地方公共団体の行政に必要な財源は、それぞれの地域社会が負担することが望ましい。」⁽⁷⁾とされている。ところが、地方公共団体の財源調達能力には表2で明らかにされたように地域間の格差がある。そのため、財政力格差を調整し国民の租税負担を公平化することや行政水準を一定化する観点から、このような地域にとっては財政力の格差調整や地方行政を実施する為に必要な財源保証を行う国の地方交付税制度が重要な鍵を握っている。そして、財政力の弱い公共団体であってもナショナル・ミニマムとしての行政サービスを行うことは当然のことであり、それに必要な財源は地方交付税における財源調整制度を用いて賄い、不安のない地域を形成し保持していく必要性がある。

中央集権化から地方分権化となった現在で

(5) 個人、法人県民税の均等割分に上乗せする超過税方式を適用。年間の上乗せ税額は個人が500円、法人が5%（1,000円～40,000円）で、県では22億円（個人18億円、法人4億円）の税収を見込んでいる。県はこれに伴う条例案と税収を管理する基金設置条例案を議会に提出する予定。課税期間を5年とし、最終年度に進ちょく状況や事業の効果を見極め、課税を継続するかどうか決める。（『自治日報』平成19（2007）年12月21・28日付、2面。）

(6) レジ袋税としては、1枚3～5円とする。80%レジ袋を削減した場合、輪之内町では年間100トン、県全体では2万トンのCO₂削減効果があるという。

県は今後、ここだけではなく42市町村での有料化を目指して、地球環境に効果を上げる姿勢でいる。（『同上紙』。）

(7) 木下康司 編『平成18年度版 図説 日本の財政』東洋経済、2006年、226頁。

は、「三位一体改革」といわれる地方財政改革で地方交付税などを削減し、削減した財源を税源移譲で補うという政策が実施された。この改革の基本的な考え方は、歳入・歳出両面で地方の自立性を向上させ、受益と負担を明確化することである。すなわち現状の国対地方の歳入割合（6：4）と国対地方の歳出割合（4：6）の関係を、歳入・歳出共に5：5の対等な割合となるようにして、歳出規模との乖離を是正することにある。しかし、地方公共団体が国への財政依存、とりわけ地方交付税の財源保障機能に依存している間は、なかなか5：5の割合にすることは困難である。したがって、この地方交付税制度の見直しを行い、過度に国に依存する地方の自立性を向上させつつ、地方分権化を確立することが課題である。それには、地方交付税制度を「自立支援型交付税制度」に改革する必要があり、地方が自立するために必要な財源調整を優先として考える制度となることが望ましいとされる。

その結果、地方は、国からの税源移譲による地方税等を中心とした歳入体系を構築することを通じて、国庫補助負担金や地方交付税等国の補助金に依存することなく、財政面で自立できることが理想である。

5. 結語

国は地方分権改革を推進するため、「地方でできることは地方で」、「住民に身近な行政は、住民に身近な基礎自治体が行う」という考え方を基本として、小泉政権の時代に「三位一体」の改革を実施した結果、地方と都市の格差拡大という困難な問題をもたらした。

戦後の中央集権型システムは地方と都市の格差拡大を防止し、同時に経済成長をもたらしたが、バブル経済崩壊により低成長となり、国・

地方の財政状況は厳しいものになっている。しかし、地方はこの戦後のシステムに依存し、国からの補助金に甘えていた所もある。したがって、各地方が国から真に自立することができるならば、国全体の状況も良くなることになる。

それゆえ地方の自立として、日本の原点である「ものづくり力」に注目したい。日本の各地方には、それぞれの地域に合った風土・文化などの伝統産業がまだ残されていることから、それを引き継ぐ後継者の養成に国を挙げて全力を注ぐことが重要な課題となってくる。企業は人件費の安い発展途上国等に工場を設立し、生産を行ってきたが、その発展途上国も最近では技術力が高くなってきている。それゆえに、資源の少ない日本にとっては、伝統的な技術力が重要となっており、少子化とはいえ、「ものづくり」の国として長年を経て蓄積されてきた技術を後継者に伝達していかなければならない。これをおろそかにすると、日本のものづくりに関する伝統がすたれてしまう可能性が危惧される。伝統（工芸）技術をもった職人が高齢化している現在では、若い後継者を養成する方法を国として再検討する時機となってきた。

今後は、それぞれの地域にある職人の伝統（工芸）技術を後継者が習得し、その技術を生かした産業を活性化させることができるならば、その地域に希望と勇気を与え、活気をもたらすことができよう。これをマスコミや観光協会などの協力を経て、日本の各地方の伝統（工芸）技術の良さを全国に紹介し、地域ブランドにしていくことである。そして、その地方の地域ブランドの魅力に関心を有した人達が技術を見習うためにその地域を訪れても居住できるような環境を整備し、その新来者も地域住民として町おこしや村おこしの手伝いが出来ることが理想である。この政策が成功することで、職人の伝統（工芸）技術の後継者問題も解決され、

経済的豊かさに関しても自らの手で獲得することができよう。

このような政策を踏み台として、日本の各地方が活気を取り戻すことができれば、地方税等の自主財源の増加も期待され、国の補助金を頼らずに地方は自らの力で運営されるようになれば、地方ごとに自立することができ、地方分権化政策を「未完の状態」で終わらせることはないであろう。

参考文献

- ・ 関満博・及川孝信（編）『地域ブランドと産業振興』新評論、2006年。
- ・ 林宣嗣『地方分権の経済学』日本評論社、1996年。
- ・ 山田公平（編著）『市町村合併と自治体自立への展望』自治体研究社、2003年。
- ・ 阿部英之助「都市農村交流による地域活性化と課題—長野県川上村の事例を通じて—」東洋大学現代社会総合研究所『現代社会研究』第4号 2006年度。
- ・ 林宣嗣「地方財政の持続可能性—不可欠な地域力の強化—」日本政策投資銀行地域政策研究センター『Regional Policy レビュー』第20巻 第1号、2007年。
- ・ 宮町良広「地域経済の活性化と多自然居住地域：大分県久住直入地域を事例として」大分大学経済学会『経済論集』第58巻 第3号、2006年。
- ・ 大森彌「2007年地方自治・断章」『自治日報』2007年12月21・28日付。
- ・ 片山善博「経済教室」『日本経済新聞』2007年10月30日付 朝刊。
- ・ 辻山幸宣「地方重視と依存回帰」『自治日報』2007年10月19日付。
- ・ 『朝日新聞』2007年10月26日付 朝刊。
- ・ 『日本経済新聞』2007年11月13日付 朝刊。
- ・ 『自治日報』2007年12月21・28日付。
- ・ 朝日ネット、「地域は大歓迎団塊の世代」、<http://www.asahi-net.or.jp> (2007年10月2日アクセス)。
- ・ フリー百科事典『ウィキペディア』、「都道府県の人口一覧」、<http://ja.wikipedia.org/wiki> (2007年11月21日アクセス)。
- ・ 総務省「道府県税収入額及び総額に占める割合」、<http://www.soumu.go.jp> (2007年12月12日アクセス)。
- ・ 総務省統計局「平成17年度国勢調査第1次基本集計結果統計表」、<http://www.stat.go.jp> (2007年12月12日アクセス)。
- ・ 浜松 誠二（富山国際大学）「産業構造の転換」、<http://www.tuins.ac.jp> (2008年2月4日アクセス)。
- ・ 中央職業能力開発協会「技能五輪国際大会」、<http://www.javada.or.jp> (2008年2月18日アクセス)。